

令和7年度 自動点呼機器・DX導入促進助成事業 取り次ぎ実施要領

令和7年4月18日制定
令和7年9月11日一部改正

一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「自動点呼機器・DX導入促進助成金交付要綱」（以下「全ト協交付要綱」という。）、および東ト協が別で定める「自動点呼機器・DX導入促進助成金交付要綱」に基づき、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人出不足の解消等に資するため、以下のとおりに取り次ぎ実施要領を定める。

1. 実施期間

受付期間は、令和7年4月18日から令和8年2月27日（必着）とする。

ただし、受付期間内であっても全ト協、または東ト協の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。（※上述の事由等を含め、受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。）

予算額：全ト協分 7千万円（700台分） 東ト協分 500万円（50台分）

2. 助成額及び助成台数

助成額については次のとおりとする。なお、年度内の申請台数の取扱いは①および②で別に取り扱う。

① 全ト協助成枠

対象となる自動点呼機器の導入に要する費用（機器本体の他、部品や付属品、セットアップ等の費用、契約期間中のサービス利用料を含む。なお、消費税は導入費用に含まない。）を上限10万円とし、年度内の申請台数は1事業者あたり1台とする。

ただし、東京都内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者については、年度内の申請上限を2台（1台あたり上限10万円）とする。

但し、助成受付は先着順とし、全ト協予算額に達した時点で受付終了とする。

② 東ト協助成枠

対象となる自動点呼機器の導入に要する費用（機器本体の他、部品や付属品、セットアップ等の費用、契約期間中のサービス利用料を含む。なお、消費税は導入費用に含まない。）を上限10万円とし、年度内の申請台数は1会員事業者あたり1台とする。

ただし、東京都内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する会員事業者については、年度内の申請上限を2台（1台あたり上限10万円）とする。

3. 助成対象要件

1) 東ト協の会員事業者で中小企業者※を対象とする。

※中小企業者とは中小企業基本法による中小事業者

- ・ 資本金の額または出資の総額が、3 億円以下の会社
- または
- ・ 常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の会社及び個人

2) 機器を導入した営業所が東京都内にあること。

4. 助成対象機器

助成対象機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」とし、令和7年4月1日から令和8年2月27日の間に契約、もしくは利用開始したもので、前項「1. 実施期間」に記載された期間中に助成金申請が行われたものを対象とする。

5. 他の補助金との併用について

他の補助金との併用については、全ト協と東ト協の助成金の併用のみ認めることとする。

なお、併用での申請した際の対象装置1台の補助額の取扱いは以下のとおりとする。

全ト協助成および東ト協助成の併用での申請

対象装置1台の補助総額は機器導入費用分までとし、東ト協助成の補助額は全ト協助成の補助適用後の残額により決定する。

6. 申請方法・申請書類等

1) 新たに申請を行う会員事業者は、次の申請様式に、添付書類を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

なお、申請様式は作成原本、添付資料は写しを提出すること。

(1) 申請様式

①「自動点呼機器・D X 導入促進助成 申請書」(様式1)

(2) 添付書類

①「領収書」の写し

② 契約書もしくはサービス利用申込書(契約書)の写し
(表紙のみ、利用規約以降は省略可)

③ 管理N o. (シリアルナンバー) が記載された書類の写し
(②に記載されている場合は不要)

④国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の実施に係る届出書」
又は「自動点呼の実施に係る届出書」の写し(助成申請を行う機器を導入した事業所が含まれるもの)

⑤「事業概況報告書」の写し(「事業報告書」内の1号様式のみ)
申請事業者が中小企業者であるかの確認をするため必要となる。

⑥東京都内に所在する事業所が保持する「Gマーク認定証」の写し
東京都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する会員事業者で、
2台目の申請を行う場合は添付が必要。なお、当該添付資料は、助成申請
を行う機器を導入する事業所以外のものでも可とする。

2) 東ト協は、会員事業者から本項5. 1) の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。

3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。なお、東ト協助成金の交付請求への支払いは、全ト協からの助成金と併せて振り込むものとする。

7. 助成金を受けた装置の処分・取扱い

1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該機器の導入日から1年を経過するまでは、「処分」（譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保）をしてはならない。

但し、あらかじめ、「自動点呼機器処分承認願」（様式2）を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。

2) 会員事業者から上述の様式2の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「自動点呼機器処分承認通知書」を発行し、同承認を全ト協へ報告する。

8. 申請様式等

- 1) 自動点呼機器・D X 導入促進助成 申請書 (様式1)
- 2) 機器等処分承認願 (様式2)

9. 報 告

東ト協は、自動点呼機器・D X 導入促進助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以 上

※ 本助成事業の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618